

横須賀市港湾審議会の会議の傍聴に関する実施要領

(総則)

第1条 この要領は、横須賀市港湾審議会（以下「審議会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 会議の傍聴者の定員は、原則として10人とし、椅子席のみとする。

2 傍聴の受付は審議会開始時刻の60分前から行い、開始時刻10分前の時点で傍聴を希望する者が前項の定員を超えた場合は、直ちに抽選を行い、傍聴者を決定する。

(傍聴章)

第3条 傍聴者は、傍聴章（別記様式）の交付を受け、これを常時見えるところに着用しなければならない。

2 傍聴を終え退場するときは、前項の傍聴章を返却するものとする。

(傍聴者の遵守事項)

第4条 傍聴者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 審議会委員の発言に対し、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 話をし、又は笑って騒ぎ立てないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食をしないこと。
- (6) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしないこと。
- (7) 携帯電話・パソコン等は使用しないこと。
- (8) むやみに席を離れないこと。
- (9) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨げになるような行為をしないこと。

(違反者に対する措置)

第5条 傍聴者が前条の規定に違反したときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この要領は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年7月24日から施行する。

< 様式 1 >

No.
横須賀市港湾審議会
傍 聴 章
(お帰りの際は事務局へお返してください)